

民生委員・児童委員の選任要件に関する 検討会における議論の整理

令和6年12月

民生委員・児童委員の選任要件に関する検討会

民生委員・児童委員の選任要件に関する検討会における議論の整理

1. 検討の経緯

- ・ 民生委員・児童委員¹の選任要件については、民生委員法（昭和 23 年法律第 198 号）第 6 条 1 項及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 16 条により「当該市町村の議会（特別区の議会を含む。以下同じ。）の議員の選挙権を有する者のうち、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、且つ、社会福祉の増進に熱意のある者であって児童福祉の児童委員としても、適当である者」とされており、選任に当たっては、当該市町村の選挙権（年齢満 18 歳以上、3 ヶ月以上の市町村の区域に住所を有する者など）を有する者であることを要件としている。
- ・ 令和 5 年の地方分権提案において、地方自治体より民生委員の選任要件のうち「居住要件」の緩和が提案され、同年 12 月の閣議決定において、「民生委員・児童委員の選任要件（民生委員法 6 条 1 項及び児童福祉法 16 条）の緩和については、当該市区町村に居住しない者を民生委員・児童委員として選任する上で参考となる地域の実情等を調査した上で、地方公共団体、関係団体等の意見も踏まえて検討し、令和 6 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。」こととされた。
- ・ これを踏まえ、本検討会では、居住要件や、要件を見直す場合の必要な条件について、具体的なケース等も含め、計 4 回議論を行った。検討にあたっては、居住要件に限らず、民生委員の在り方や、担い手確保についても議論した。以下は、本検討会におけるこれまでの議論の整理を行ったものである。

¹ 本議論の整理においては、以下、文書の引用箇所等を除き、「民生委員・児童委員」を「民生委員」と表記。

2. 民生委員を取り巻く環境の変化

- ・ 居住要件の緩和の検討にあたっては、まず、民生委員のこれまでの歴史的な成り立ちや取り巻く環境の変化に留意する必要がある。
- ・ 民生委員制度は、大正 6（1917）年に岡山県で誕生した「済世顧問制度」を始まりとし、100 年を超える歴史を持ち、現在は全国約 23 万人の民生委員が、住民に寄り添った活動を日々行っている。
- ・ 民生委員法第 1 条においては、「民生委員は、社会奉仕の精神をもつて、常に住民の立場に立つて相談に応じ、及び必要な援助を行い、もつて社会福祉の増進に努めるものとする。」と規定されている。民生委員は、法律の規定や委員自らによって制定された「民生委員児童委員信条²」に基づき、常に住民の立場に立つて、地域の人々が安全で安心して暮らし続けられるよう良き隣人として活動を行い、我が国の社会福祉・地域福祉の発展や向上に尽力がなされてきた。
- ・ 他方、民生委員を取り巻く環境には変化が生じている。現在、我が国では、人口減少や少子高齢化などの人口構造の変化、単身世帯の増加や地域のつながりの希薄化などの社会構造の変容により、育児、介護、障害、貧困、ひきこもり、孤独・孤立など多様な課題への対応や、これらが複合化した課題を有する個人・世帯への支援が必要とされている。こうした変化に伴い、民生委員の職務に関する負担は増大してきている。
- ・ また、健康に対する意識の向上や医療の進歩により健康寿命は年々延び、65 歳を超えた方であっても現役時代と同様な生活を送る方も多くなってきており、定年延長や再雇用等により 65 歳以上も働き続ける方が増加している。さらに、昭和 60 年の男女雇用機会均等法の制定以降、女性の社会進出は進み、現在では共働き世帯が専業主婦がいる世帯の 2 倍以上となっている³。

² 民生委員の基本理念として、民生委員によって制定された民生委員の基本的態度や活動の目標を簡潔に示したものの。「一、わたくしたちは隣人愛をもって社会福祉の増進に努めます」「一、わたくしたちは常に地域社会の実情を把握することに努めます」「一、わたくしたちは誠意をもってあらゆる生活上の相談に応じ自立の援助に努めます」などが謳われている。

³ 第 16 回健康日本 21（第二次）推進専門委員会資料 3-1「健康寿命の令和元年値について」p.2、令和 5 年版高齢社会白書 p.21、令和 2 年版厚生労働白書 p.34 参照。

- ・ 従来は、定年後に時間の余裕がある方や、子育てが一段落した方に民生委員を担っていただくことが多かったが、こうした時代の変化に伴い、担い手の裾野を広げていくためには、企業に就業している方にも参画いただけるよう、仕事と民生委員活動を両立できる環境づくりが重要となっている。
- ・ 民生委員の担い手に関しては、近年、民生委員の実人数は横ばい傾向であるものの、定数が増加しているため充足率は減少傾向⁴となっており、各自治体では適任者を探すための多様な工夫や、民生委員に継続的に活動を担っていただけるよう、研修の実施や業務負担の軽減等に取り組んでいる。
- ・ これらを考慮し、居住要件の見直しの検討に当たっては、隣人同士の助け合いが原則であることを再認識した上で、地域の実情に精通していることに加え、地域住民の立場に立って考え、そのニーズに親身に寄り添い、適切に対応できる意欲や能力がある方の参画をより積極的に求めていく視点も重要となる。今後、中長期的にどのようにして多様な担い手を確保し、民生委員活動の活性化を図っていくか、民生委員制度の持続性をどのように高めていくかを考えていく必要がある。

⁴ 本検討会第1回事務局提出資料2「民生委員・児童委員制度の最近の動向」p.7 参照。

3. 居住要件の見直しに関する主な意見

- ・ こうした前提を共通認識とした上で、本検討会においては、居住要件の見直しに関し、提案等のあったケース1～4の具体例も提示して議論を行ったところ、主な意見は以下のとおりであった。

(1) 居住要件の見直し全般に係る意見

(主な意見)

- ・ 欠員状態にある地域の住民に少しでも安心を届けるために、100年以上続く制度の中に新しい担い手の力を、無理のない範囲で少しずつでも取り入れていくこと、多様性を広げていくことは、民生委員制度の持続可能性を高めて、地域福祉の向上にもつながっていくのではないかと。
- ・ 民生委員の居住要件は、その活動と密接に関係するものといえる。災害時要援護者支援をはじめとする災害対応などは、民生委員が地域住民の一員であることによっているといえる。
- ・ 要件の見直しが必要かどうかは、地域の実情に通じ、地域に根ざした活動が可能であるかなど、地域住民の視点で考えるべきではないかと。
- ・ 居住要件の見直しにより、同じ地域で生活する住民の一員として、住民同士の視点による支援を行ってきた民生委員制度が変容するのではないかと。
- ・ 特例的・限定的に居住要件を見直すのであれば、民生委員法の改正が与える影響を考慮し、法改正以外の手段で行うことはできないかと。
- ・ 民生委員の選任要件の緩和を議論する前に、推薦の仕組みの在り方や委員活動の負担軽減に向けた環境改善等を優先すべきであると。

(2) 提案等のあった具体例に対する意見

ケース1：民生委員の任期途中で転居に至ったケース＜残期間のみ＞

- ・ 現職の民生委員が、転居する直前まで担当する区域において、地域住民の一人として担当区域内の住民の支援を実施
- ・ 民生委員として具備すべき地域の実情に通じていること、民生委員の業務を理解し実践してきていると認められることから、転居後においても、近接地域に居住し、職務の遂行に支障がなく、本人に継続の意向があり、地域住民や当該区域の民児協の理解が得られる場合には、残期間については、継続して民生委員として認める（一律に退任を求める取扱としない）

(主な意見)

- ・ その地域に居住する方から選出するというのが原則。例外的な場合を検討しているというのが議論の前提。
- ・ 近隣地域に居住している、本人に継続の意向がある、民児協の同意が得られる、活動に支障が生じない、という条件の下であれば、地域をよく知るという意味において、何か不都合が生じることはなく、少なくとも任期中については引き続き活動して良いのではないかな。
- ・ 転居によって辞められた方のうち、引き続き市内に勤務し、生活実態に変わりのない事例が実際にあった。これについては検討すべきではないかな。
- ・ しかし、新たな委員をその地域の中で探すことを基本としつつ、空白地域を避けるため残任期間を限度に継続して認めるという提案の考え方はあり得る。ただし、残任期間後は認めることはできない。
- ・ 住民本位で考えた場合、これまで委嘱されていた方が異動してしまった場合に、住民の方は困るのではないかな。継続を認める方が、住民のためには利益になるのではないかな。
- ・ 任期途中で転居ケースを認める場合の「近隣地域に居住する」という要件については、例えば、隣の市区町村までということであれば、業務に支障がないのではないかな。
- ・ 距離的要件については、地方の実情も踏まえて整理する必要がある。また、災害時は移動手段も限られてくるため、そうした点も含め考える必要がある。

- ・ 認める場合には一定の要件を設定することになるが、その要件に合うかどうかの精査や判断を誰がするのか検討をする必要がある。
- ・ 民生委員推薦会で判断をする場合、地域住民や町内会のほか、様々な関係団体や地区の民生委員協議会から意見書を提出してもらう等の運用方法が考えられるのではないかな。

ケース２：居住の実態があるケース＜親等の介護等＞

- ・ 別の市区町村に住民登録を行っている者が、例えば、担当区域を有する市区町村に親や親戚が現在居住し、親等の介護や身の回りの世話するため、一定期間以上、当地に居住し生活している場合
- ・ 担当する区域において地域住民の一人として、居住していることにより夜間の対応も可能であり、また地域の実情に通じていると認めることが可能であることから、地域住民や当該区域の民児協の理解が得られる場合には、居住している間においては、民生委員の候補として認める

（主な意見）

- ・ 居住が一時的な場合は、状況の変化によって活動が不安定になる等が懸念される。また、介護等の度合いによっても活動する時間等が大きく異なっていく中で、居住実態の状況の判断が難しく、地域住民や地区民生委員協議会から理解が得られないのではないかな。
- ・ 親等の介護や身の回りの世話と、民生委員活動を両立することは困難ではないかな。
- ・ 居住実態があるのであれば、その地域に住民票を移すべきではないかな。
- ・ 二拠点居住など、多様な暮らし方や住まい方への対応については、将来的な研究課題になってくるのではないかな。
- ・ 管内市町村においては、住民票がないため推薦できなかったケースが、少なくとも３件ほどあった。

ケース 3：地域に根付いた在勤者のケース① <自営・地縁組織加入>

- ・ 近接地域に居住しているが、長年、担当区域を有する市区町村において自営業など労働時間が裁量的な職業に就いている場合で、当地において自治会などの地縁組織に加入するなどし、継続的に担当区域に関わり地域の実情に通じている場合
- ・ 地域の実情に通じており、地域の活動にも参加していると認められることから、地域住民や当該区域の民児協の理解が得られるのであれば、民生委員の候補として認める

(主な意見)

- ・ 地域に溶け込み信頼の厚い商店主のような方で、本人に民生委員としての活動に参画する意思があれば、認める余地があるのではないかと。時間的な裁量性のある自営業者であれば、民生委員との活動の両立ができるのではないかと。将来的に考えていただきたい。
- ・ 不在時の対応が課題ではないかと。
- ・ 地元の調査では、民生委員のうち約 4 割が就業者で、そのうち自営業者は 24%であった。時間的な裁量性があり、民生委員活動との両立が可能であれば検討の余地があるのではないかと。
- ・ 日中は別の地域に勤めている方もいる中、自営業者であれば日中必ず商店等にいる。地域住民の理解が得られれば認めて良いのではないかと。
- ・ 地域住民等とのつながりは仕事上の関係性が中心とならざるを得ないが、民生委員の業務は仕事上の関係性を超えて行う必要があることを踏まえると、難しい場面が生じてくるのではないかと。

ケース４：地域に根付いた在勤者のケース② <管理人等の業務に従事>

- ・ 担当区域を有する市区町村に居住していないが、集合住宅の管理人等として従事
- ・ 広く地域の実情に詳しいとは一概に言えないが、管理している集合住宅に限って言えば、実情を把握している蓋然性が高いことから、地域住民や当該区域の民児協の理解が得られるのであれば、民生委員の候補として認める（担当区域は当該集合住宅のみ）

（主な意見）

- ・ 集合住宅の管理人は、施設の管理が業務であることや、転勤等があること、民生委員は地域で見守り等を行う中で業務を実施しているが、集合住宅の管理人は地域に出て行く活動がしにくい環境にあることを踏まえると、民生委員の業務を行うことは困難ではないか。
- ・ 集合住宅の世帯数は様々であり、民生委員が担当する区域として適当かどうかを考える必要がある。
- ・ 民生委員の推薦は町会組織等から行われるが、集合住宅の管理人は、町会組織に加入しておらず、推薦の在り方から検討する必要があり、困難ではないか。

4. 議論を踏まえた対応の方向性

- ・ こうした議論を踏まえると、ケース 2～4 については、困難との意見が大宗を占める一方で、ケース 1 については容認の方向で意見の一致が見られた。ただし、ケース 1 を容認するにあたっては、一定の条件や留意すべき点が必要との意見も踏まえる必要がある。
- ・ 具体的には、現職の民生委員が、転居する直前まで、担当する区域において地域住民の一人として活動を行っていたものの、任期途中で転居し、その市町村の議会の議員の選挙権を有しなくなった場合であっても、一定の条件を満たす場合には、残任期間のみに限って民生委員として活動を継続できるようにすることとし、これを通知⁵において明確化し、地方公共団体や関係団体に対して、周知を行うことが適当である。
- ・ 活動を継続するための一定の条件については、本検討会における議論を踏まえ次の①から③とし、併せて通知において明確化の上、地方公共団体や関係団体に対して周知を行うことが適当である。
 - ① 任期途中で転居する民生委員が生じた際、まずその地域に居住する者から民生委員を選出するよう努め、その上でなお居住者からの選出が困難な場合であること。
 - ② 転居する民生委員が、(ア)転居後も近隣地域に居住していること、(イ)本人に民生委員として活動を継続する意向があること、(ウ)活動に支障が生じないこと、のすべてに該当すること。その際、(ア)の「近隣地域」の範囲については、原則、民生委員として活動する担当区域が属する市区町村に隣接する市区町村（隣接市区町村が隣接都道府県に属するときを含む）とするが、地理的に隣接していることを持って一律に判断するのではなく、道路網や公共交通機関の整備・運行状況、生活圏の形成状況などを勘案し、実際に民生委員活動を支障なく行えるかの観点も踏まえ総合的に判断するものとする。

⁵ 民生委員の任期中の解嘱については、民生委員法第 11 条において、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合等の事由があるときに、厚生労働大臣が都道府県知事の具申に基づき、行うことができることとされている。また、民生委員「民生委員・児童委員の選任について」（平成 25 年雇児発 0708 第 12 号・社援発 0708 第 5 号）において、「「職務の遂行に支障があり」とは、主として長期出張、その他居所の変更等により、事実上職務を行うことができない場合」をいうとされている。

③ ①・②に該当するかどうかについて、転居する民生委員が活動していた区域の民生委員協議会等の意見を聴取した上で、市区町村または民生委員推薦会において、地域の実情に応じてその適否を判断すること。

なお、①・②は転居後も民生委員としての活動を例外的に認める場合の条件であり、これらに該当するかどうかについては、様々な視点から十分な検討が求められることから、民生委員推薦会においてこの判断を行う場合は、広く各分野から委嘱された多様な委員構成⁶の下で検討を行うこと。

- ・ また、これらの条件に加えて、居住していない民生委員が活動することによる地域住民や他の民生委員・民生委員協議会への影響が生じないよう、以下の点を留意点として通知において明確化し、地方公共団体や関係団体に対して周知を行うことが必要である。

① 担当民生委員が不在時において、特定の者や団体に負担が偏らない持続可能なフォロー体制の構築に努めること。

② 転居した民生委員をその残任期間についての活動を可能とした場合、市区町村は、一定期間経過後に当該地域における民生委員活動について、検証を行い、その検証を踏まえ、取組の見直しを検討すること。

⁶ 例えば、①市町村の議会の議員、②民生委員、③社会福祉事業の実施に関係のある者、④市町村の区域を単位とする社会福祉関係団体の代表者、⑤教育に関係のある者、⑥関係行政機関の職員、⑦学識経験のある者などを委員とすることが考えられる。

5. 民生委員の担い手確保に関する意見

- ・ 本検討会においては、居住要件の見直しの他、担い手確保についても、以下の意見があった。厚生労働省及びこども家庭庁は、こうした意見を踏まえて、引き続き、担い手確保策について検討を進めるべきである。

(主な意見)

- ・ 町会・自治会のみには頼らない多様な推薦母体の開拓、確保
- ・ 推薦プロセスの各段階における行政機関の主体的関与
- ・ 「民生委員推薦会」が民生委員候補者の推薦を適切に行うために必要な多様な委員体制の確保と、より地域の実態に精通している推薦準備会の有効活用
- ・ 企業等に就業している者が活動しやすい環境の整備
- ・ 高齢者世帯や単身世帯の増加を踏まえた定数基準の見直し
- ・ 実態に見合った適切な活動費の確保
- ・ 業務負担軽減と活動環境の整備推進

(協力員や福祉推進員などの民生委員活動をサポートする者の配置の推進、業務の棚卸し（民生委員が本来行うべき業務、民生委員でなければ行えない業務の整理）、業務省力化に資する ICT 機器の導入や、操作方法に関する十分なフォローアップ、複数区域を複数人で担当する仕組み、認知度向上のための効果的な周知 P R 活動など)

民生委員・児童委員の選任要件に関する検討会
構成員名簿

- 長田 一郎 全国民生委員児童委員連合会 副会長
- 小林 隆猛 東京都民生児童委員連合会 副会長
- 佐藤 美奈子 湯沢市福祉保健部 福祉課長
- 重富 敦 港区保健福祉支援部 保健福祉課長
- 関原 総臣 高岡市福祉保健部 社会福祉課長
- 高山 科子 全国民生委員児童委員連合会 副会長
- 田津 真一 北九州市保健福祉局地域共生社会推進部 地域福祉推進課長
- 谷岡 伸子 大阪府福祉部地域福祉推進室 地域福祉課長
- ◎ 中島 修 文京学院大学人間学部人間福祉学科 教授
- 西村 重光 和歌山県民生委員児童委員協議会 理事
- 向 俊孝 札幌市民生委員児童委員協議会 副会長
- 室田 信一 東京都立大学人文社会学部人間社会学科 准教授

(五十音順・敬称略)

◎は座長

○は座長代理